

令和4年2月25日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
茂 松 茂 人
(公印省略)

「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」(令和4年1月7日(令和4年2月18日一部改正)事務連絡)の発出に伴う対応等について」の周知について

平素より本会事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、高齢者施設等の従事者等に対する検査に関しては、厚生労働省より都道府県等の衛生主管部局宛てに、「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」(令和4年1月7日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)にて示されておりましたが、今般、当該事務連絡が一部改正されたとのことであり、厚生労働省老健局より都道府県等介護保険主管部局宛てに、一部改正に関する内容の周知のための事務連絡が発出された旨、日本医師会より情報提供がございました。

老健局発出事務連絡では、下記の内容が示されております。

- 社会機能維持者が濃厚接触者となった場合の待機を早期に解除するための検査(以下「待機期間早期解除検査」という。)を、集中的実施計画に基づく検査(以下「集中的検査」という。)の一環として行うことが差し支えない。(「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」(令和4年1月7日(令和4年2月18日一部改正)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)(別添)において示された。)
- 集中的検査の対象施設の設定に当たり、入所系の高齢者施設等を基本として、これらに加えて、外部との接触の機会が多い通所系や訪問系の事業所も対象とすることを検討することとされている。
- 抗原定性検査キットについては、需給が安定するまでの間、必要なところに確実に供給されるよう、優先度に応じた物流の流れを確保する措置が講じられているが、集中的検査は行政検査として実施されるものであり、優先して供給されることとされている。この取扱いは、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域に指定された地域以外においても可能。
- 昨年夏以降に国から配布した抗原定性検査キットを保管している高齢者施設等においては、保管している抗原定性検査キットについて、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(令和4年1月5日(令和4年1月28日一部改正)新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)において、検査の実施に当たって求められる内容を遵守した上で、待機期間早期解除検査に用いることも差し支えない。

なお、濃厚接触者の待機期間につきましては、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について(令4.2.1(健Ⅱ521F)(地482))」日医文書にてお知らせしておりますので、ご参考にしていただけますと幸いです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

＜担当＞大阪府医師会地域医療2課(安田)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737
E-mail: t-yasuda@po.osaka.med.or.jp